

広島県告示第二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人 前谷眼科医院 北広島町訪問看護ステーションとよひら	尾道市土堂町五―二 山県郡北広島町阿坂四七〇五番地	平成二六年一月一五日 平成二七年六月一日